

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

① 甚大な浸水災害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

これまで甚大な浸水被害を受けた万之瀬川・新川等の浸水被害を防止するとともに、近年の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化に備えて、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

また、近年大規模な豪雨災害を受けた箇所での激特・特定緊急事業等をはじめ、土砂災害の犠牲者となりやすい自力避難が困難な高齢者・児童等が利用している老人福祉施設・病院・保育所等における土砂災害を防止する砂防事業等を推進します。

② 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

河川断面が著しく阻害されるなど、治水上緊急性が高い寄洲を除去することにより、ゲリラ豪雨や台風などによる河川の氾濫を未然に防止するとともに、護岸前面の河床の異常な侵食を防止し護岸の長寿命化を図ります。

現地確認を行い、流下能力や背後地の状況等を勘案し、寄洲を除去します。

③ 人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区等の整備

天然現象により発生した林地崩壊地等で、直接下流に被害を及ぼすおそれのある箇所や山腹崩壊、土石流対策等の総合的な対策を緊急に講ずる必要のある地域において、治山施設の整備を推進します。

④ 人家や農地に大きな被害を及ぼすおそれのある、農業用ため池やシラス地帯の排水施設の整備

農業用ため池の決壊やシラス地帯の農地の侵食崩壊により、農地や人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある地域において、緊急に対策を講ずる必要のあるシラス対策事業等を推進します。

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

⑤ 公益的機能を維持増進させるための間伐及び再造林の実施による森林の整備

水源の涵（かん）養や山地災害防止などの公益的機能を有する森林は、県民生活に不可欠な公共財産の一つとして位置づけられ、これらの機能を持続的に発揮させる観点から造林補助事業による森林整備を実施しています。

特に、スギ・ヒノキの人工林における計画的な間伐や主伐後の確実な再造林の実施により、多様で健全な森林づくりを推進します。

⑥ 大規模地震後においても、流通・生産拠点の機能を確保する漁港の耐震対策の整備

機能診断の結果に基づき、漁港施設の耐震対策を行います。

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

① 災害発生時においても、主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策

避難救援に資する道路網を確保するため、耐震補強の必要性が高い橋梁の震災対策を推進します。

道路防災点検における要対策箇所や新たに把握された災害リスク等、豪雨や台風等で交通途絶・集落孤立の恐れがある箇所について、道路法面や盛土等の災害防止対策を推進します。

② 台風や季節風時において、漁船が安心して避難できる漁港の整備

離島漁港のうち、漁船の避難上特に重要な第4種漁港において、台風時等における安全な係留を確保するため、緊急性の高い漁港の防波堤整備を推進します。

③ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供

施設には限界があり施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するという水防災意識の再構築を目指した浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定及びマスコミ等への迅速な防災情報提供による市町村等の円滑・的確な防災活動や警戒避難体制づくりへの支援を推進します。

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

社会資本の長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行います。

「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業の位置図

【県内全域】

造林補助事業
(県内の地域森林計画対象林)

県単河川等防災事業
(河川の寄洲除去・県内全域)

【県内全域】

ソフト対策推進事業
(土砂災害警戒区域等の指定・県内全域)
(河川水位、雨量等の情報提供システム・県内全域)
(高潮浸水想定区域図の作成・県内全域)

【県内全域】

長寿命化対策(道路施設)
(砂防施設)
(港湾施設)
(空港施設)
(土地改良施設)
(漁港施設)
(河川施設)
(海岸施設)
(治山事業)

始良・伊佐地域振興局管内

- ・河川事業
(市山川外1箇所)
- ・砂防事業
(弥勒谷2外1箇所)
- ・急傾斜事業(溝上地区外2箇所)
- ・地すべり事業
(日木山地区外2箇所)
- ・治山事業
(霧島市隼人町嘉例川長迫外4箇所)
- ・農村地域防災減災事業
(不動池地区外20箇所)

北薩地域振興局管内

- ・砂防事業(原西川外6箇所)
- ・急傾斜事業(屋地1地区)
- ・地すべり事業(吉野山地区)
- ・治山事業(さつま町山崎餘ヶ城外4箇所)
- ・漁港事業(幣串漁港)
- ・農村地域防災減災事業
(大平ため池地区他10箇所)

基幹河川改修事業(神之川)

例示①

例示④

ため池整備事業
(冷筋池地区)

例示③

復旧治山事業
(鹿屋市古江町新道)

例示②

総合流域防災事業(住用川)

名瀬港

例示⑤

機能強化事業(古仁屋漁港)

西之表港

熊毛支庁管内

- ・河川事業(甲女川)
- ・砂防事業
(岳之田7外4箇所)
- ・急傾斜事業(菅原地区)
- ・地すべり事業(河内地区)
- ・治山事業
(屋久島町中間安牧外1箇所)
- ・漁港事業(口永良部漁港)
- ・農村地域防災減災事業
(川氏池地区外5箇所)

大隅地域振興局管内

- ・河川事業
(雄川外1箇所)
- ・砂防事業
(深港川2外8箇所)
- ・急傾斜事業
(小牧1地区外10箇所)
- ・地すべり事業
(中谷地区)
- ・治山事業
(鹿屋市古江町新道外5箇所)
- ・農村地域防災減災事業
(鱧池地区外13箇所)

大島支庁管内

- ・河川事業
(住用川外1箇所)
- ・砂防事業
(屋万田原1外11箇所)
- ・急傾斜事業
(鳩浜2地区外14箇所)
- ・地すべり事業
(浦地区外4箇所)
- ・治山事業
(喜界町花良治オフミヤ外2箇所)
- ・漁港事業(古仁屋漁港外2箇所)
- ・農村地域防災減災事業
(西原上原池地区外5箇所)

鹿児島地域振興局管内

- ・河川事業
(神之川外4箇所)
- ・砂防事業
(永田平川外6箇所)
- ・急傾斜事業
(中福良4地区外10箇所)
- ・地すべり事業(口之島地区)
- ・治山事業
(日置市吹上町田尻番久外1箇所)
- ・漁港事業(前籠漁港)
- ・農村地域防災減災事業
(内ノ田ため池地区外5箇所)

南薩地域振興局管内

- ・河川事業
(万之瀬川外1箇所)
- ・砂防事業
(久志川外8箇所)
- ・急傾斜事業(郡1地区外3箇所)
- ・地すべり事業(平崎地区外1箇所)
- ・治山事業
(指宿市小牧柳ヶ元外2箇所)
- ・農村地域防災減災事業
(鍋浦池地区外7箇所)

十島村

三島村

十島村

川内港

鹿児島港

志布志港

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

- ① 甚大な浸水被害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

二級河川 神之川

基幹河川改修事業

【概 要】

- ◇神之川は、鹿児島市郡山町の八重山に源を発し、日置市街地部を貫流して東シナ海に至る流域面積約99km²、流路延長約26kmの二級河川です。
- ◇下流の南神之川地区、中流の太田地区、上流の市街地部において、下流から整備を進めています。
- ◇南神之川地区については、橋梁の架替や河道の拡幅が完了しており、太田地区については、橋梁の架替が完了し、ネック地点の解消が図られたところであり、引き続き、河道の拡幅を進めています。
- ◇日置市街地部については、現在、荒瀬井堰の本体工事を進めており、浸水被害の解消に向けて取り組んでいるところです。

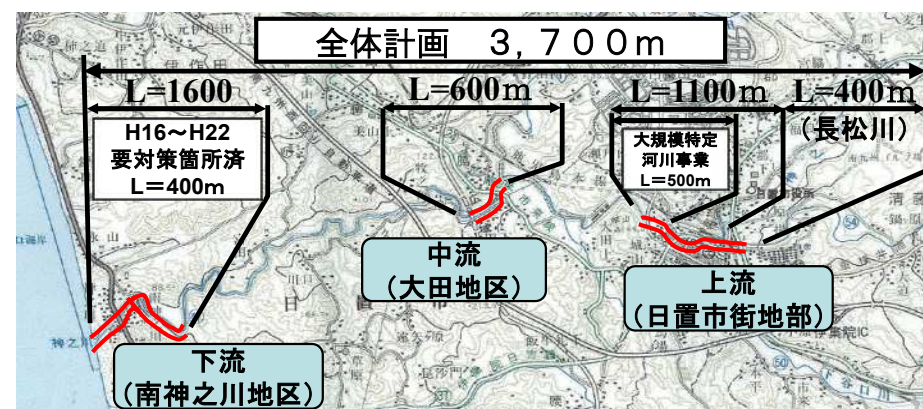
【令和8年度の整備目標】

荒瀬井堰の改築や河道掘削等を進めます。

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

神之川の整備を実施することにより、床上浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。



中流(太田地区)



上流(日置市街地部)



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

- ① 甚大な浸水被害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

二級河川 住用川

総合流域防災事業

【概 要】

- ◇住用川は、大島郡大和村小川岳に源を発し、東シナ海に注ぐ流域面積48.5km²、流路延15.5kmの二級河川です。
- ◇平成22年10月集中豪雨、平成24年9月台風17号により、住用川では人的被害、甚大な住宅浸水被害が発生しました。
- ◇平成23年度から住用川の河道掘削、築堤、護岸、橋梁改築等の整備に着手しており、河口から稲袋橋上流までの区間（2,700m）について流下能力の増大を図ります。
- ◇「自然と調和した川づくり検討委員会」における有識者や地元住民等の意見を反映しながら、リュウキュウアユやマングローブ群落に配慮した河川改修を行っています。

【令和8年度の整備目標】

河道掘削、新堤防等の整備を行い、流下能力の向上を図ります。

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

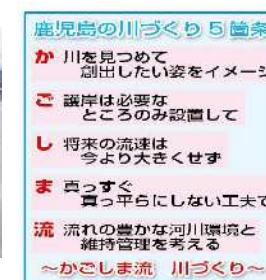
住用川の整備を実施することにより、浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。



検討委員会の意見交換



自然と調和した川づくり



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

② 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

寄洲除去

【概 要】

◇寄洲除去は、河川の氾濫を未然に防止するための重要な対策であることから、河川断面が著しく阻害されるなど、治水上、緊急性の高い箇所から、順次、実施しています。

◇令和2年度からは、緊急浚渫推進事業債の活用により、予算を大幅に増額し、寄洲除去など河川の維持管理に積極的に取り組んでいます。

【令和8年度の整備目標】

寄洲除去を162箇所実施します。

県単河川等防災事業

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

寄洲除去を実施することにより、浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。

■永田川（鹿児島市）

寄洲除去前



寄洲除去後



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト対策

③ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供

高潮浸水想定区域の指定

【概 要】

◇高潮浸水想定区域については、水防法に基づき、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は、浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図ることを目的として指定しています。

◇県内5沿岸において指定を進めており、指定が完了した高潮浸水想定区域図においては、市町村に提供するとともに県ホームページで公表しています。

◇市町村においては、避難経路や避難場所などの情報を記載した高潮ハザードマップの作成等に活用しています。

【令和8年度の整備目標】

県内5沿岸のうち、令和7年度に大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、八代海沿岸を指定済です。令和8年度中に残る2沿岸（薩摩沿岸、薩南諸島沿岸）の指定が完了できるよう、検討を進めます。

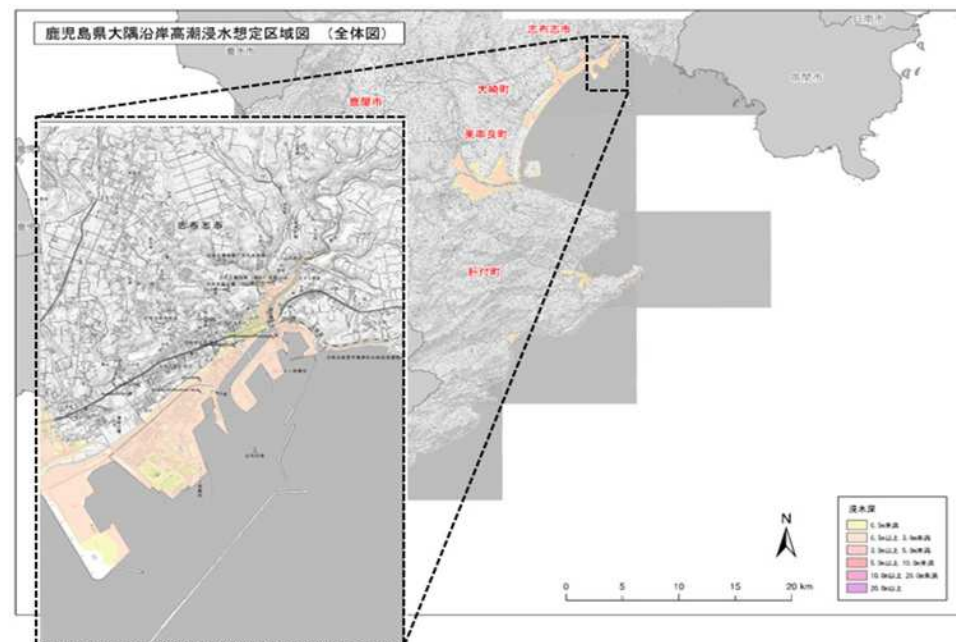
高潮対策事業

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

全ての沿岸における高潮浸水想定区域の指定により、水災による被害の軽減が図られます。

■高潮浸水想定区域（大隅沿岸）



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

一級河川 川内川水系

河川メンテナンス事業

【概 要】

◇川内川水系には、ゲート操作を伴う河川管理施設が73施設あり、これらの老朽化が著しい施設及び規模の大きい施設の老朽化対策を実施しています。

◇これらの施設は、高齢化等によりゲート操作人の確保が困難、急激な水位上昇の際に操作が遅れるなどといった懸念があることから、修繕や更新を計画的に実施することで、適切な治水機能を確認しています。

◇また、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で、必要に応じて無人化（フラップゲート化等）に取り組んでいます。

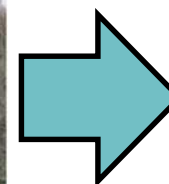
【令和8年度の整備目標】

樋門等の補修・修繕・無人化を実施し、河川管理施設の計画的な長寿命化対策を推進します。

【整備効果】

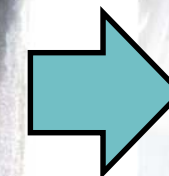
●災害に強い安全な県土の形成

長寿命化計画に基づく延命化の措置を適正に実施します。



久留巣水門

無人化（フラップゲート化）



佐目野樋門

樋管内部のコンクリート補修

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

③ 人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区等の整備

鹿屋市 古江町 新道 地内

復旧治山事業

【概 要】

◇当地区は、森林内の溪流の縦横侵食が進行し、山腹の拡大崩壊や土石流の恐れがあるため、下流の集落等への被害が懸念されています。

◇このため、荒廃した溪流や山腹を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、復旧治山事業を進めています。

◇事業概要

治山ダム工 1基

山腹工 0.61ha

(事業計画 R3～R9の予定)

【事業効果】

◇事業を実施することにより、荒廃山地が整備され県民の生命と財産を守り、強靱な県土づくりが図られます。



荒廃状況

【令和8年度の整備目標】

荒廃した溪流や山腹の復旧整備を図るため、治山ダム工1基・山腹工0.21haの整備を実施します。



完成イメージ

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

③ 人家や農地に大きな被害を及ぼす恐れのある、ため池やシラス地帯の排水施設の整備

冷筋池地区

ため池整備事業

【概 要】

- ◇ 近年の台風や集中豪雨、地震等により農業施設や公共施設等への甚大な被害が懸念されることから、効果的な防災・減災対策を講じるため、ため池整備により、ため池の決壊を未然に防止し、地域住民の安全を確保するとともに、災害に強い農村づくりを推進します。

【事業の概要】

事業内容：ため池整備工

事業量：堤体工一式、洪水吐工一式、取水施設工一式

【令和8年度の整備目標】

- ため池堤体の地震対策を実施することで、ため池の機能及び安全性の向上を図ります。

【事業効果】

- ため池崩壊による洪水の発生抑制
当該ため池における防災対策（地震対策）の実施により、地震時に懸念されるため池の貯留機能の低下や堤体の決壊を防止し、下流域の人的被害等※の未然防止を図る。

※想定される被害の発生面積（防災受益）：11.3ha



写真：冷筋池 上空より

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

⑤ 公益的機能を維持増進させるための間伐及び再造林の実施による森林の整備

県内の地域森林計画対象林	造林補助事業
【概 要】 ◇森林の役割 森林は県土の65%を占めており、安心・安全な県民の生活を守る上で森林の有する水源涵（かん）養や山地災害防止などの公益的機能は大きな役割を果たしています。 これらの機能は健全な森林により発揮されます。 ◇事業概要 造林補助事業は、多種多様な森林施業を通じて、こうした機能を高度に発揮させる事業であり、森林所有者等が行う森林整備に要する経費の一部を助成します。 ◇森林整備（間伐及び再造林）の実施 森林の有する水源涵（かん）養機能をはじめとする公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、計画的な間伐及び人工林伐採跡地における再造林を「重点事業」として位置づけ、優先的に実施します。	【整備効果】 ●森林の有する公益的機能の高度発揮 間伐及び再造林の実施により、多様で健全な森林を育成することで、水源涵（かん）養や山地災害防止などの公益的機能の向上が図られます。 ●地球温暖化防止への貢献 森林の二酸化炭素の吸収固定機能が増進することにより、地球温暖化の防止に繋がります。
【令和8年度の整備目標】 森林施業の集約化を進め、路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りながら、計画的な間伐や再造林等を実施します。	

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

① 災害発生時においても、主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策

県管理道路

道路災害防除事業・道路補修事業

【概 要】

[道路法面等の防災対策]

- ◇ 道路防災総点検における要対策箇所や新たに把握された災害リスク等、豪雨や台風等で交通途絶・集落孤立の恐れがある箇所について、道路法面や盛土等の災害防止対策を推進します。

[橋梁耐震補強]

- ◇ 避難救援に資する道路網を確保するため、耐震補強の必要性が高い橋梁の震災対策を推進します。

【令和8年度の整備目標】

災害発生時における主要防災拠点間の道路網を確保するため、道路法面等の防災対策や橋梁耐震補強を推進します。

【整備効果事例】

●災害に強い道路ネットワークの形成

[道路法面等の防災対策]



落石防護柵が崩土を捕捉し、通行止めを阻止

[橋梁耐震補強]



【水平力分担構造・落橋防止構造】



【橋脚の巻立て】

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

- ① 甚大な浸水被害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

砂防関係施設の整備

砂防事業（砂防・急傾斜・地すべり）

【概 要】

◇土石流対策

土石流や流木などからの被害を防ぐため、砂防堰堤等を整備します。

◇がけ崩れ対策

急な斜面などのがけ崩れによる被害を防ぐため、斜面を法枠工で覆ったり、崩れた土砂を受け止める擁壁工等を整備します。

◇地すべり対策

地すべりによる被害を防ぐため、地盤が動かないように杭を打ったり、地すべりの原因となる地下水を取り除いたりする施設等を整備します。

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

砂防関係施設の整備を実施することにより、土砂災害による被害を軽減し、人命・財産を守ります。

●整備後写真



土石流対策



がけ崩れ対策



地すべり対策

【令和8年度の整備目標】

土砂災害の未然防止や早期復旧を図るため、危険性や緊急性を考慮し、計画的に施設整備を進めます。

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

③ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供（土砂災害時における警戒避難体制の整備支援）

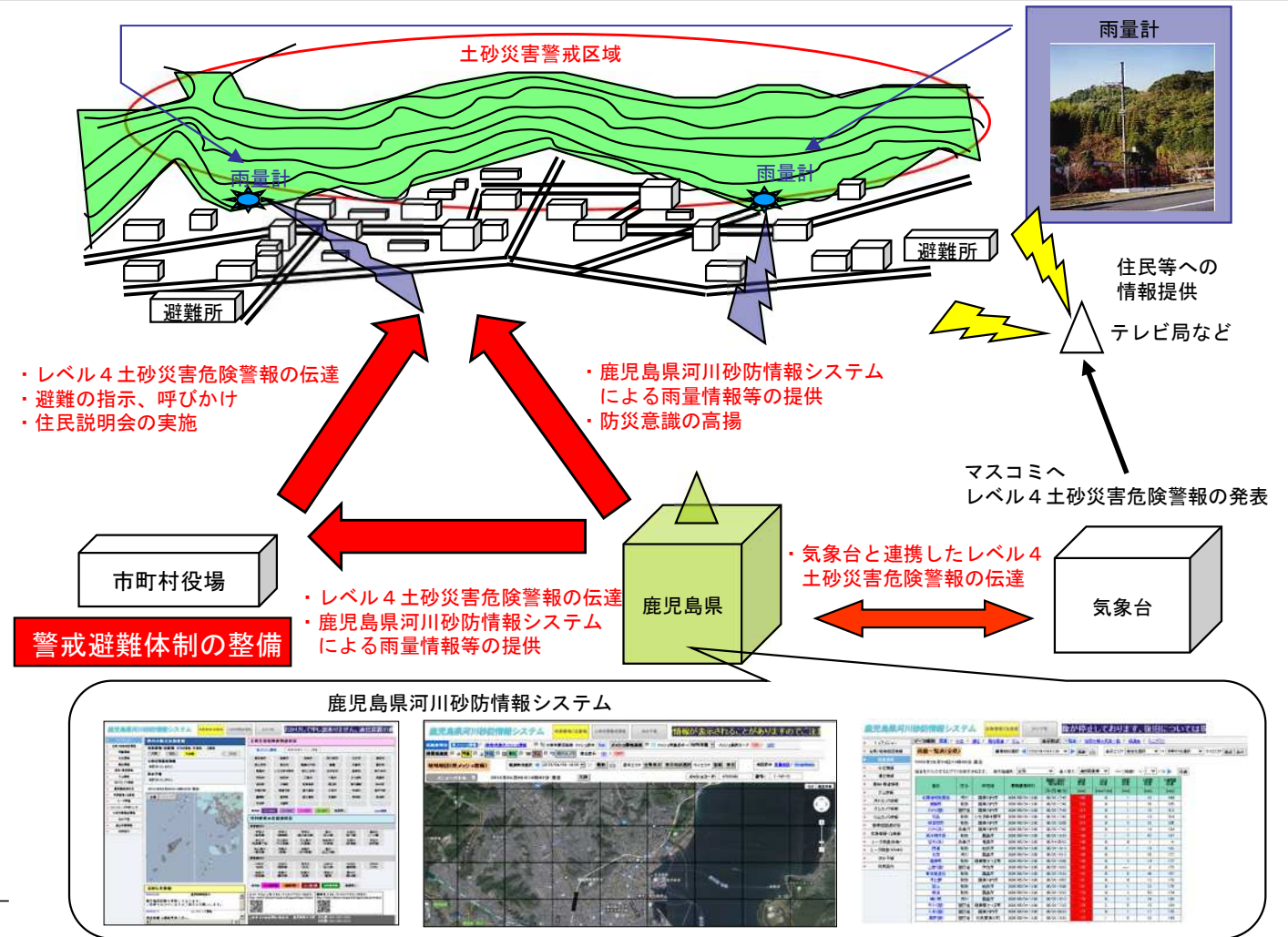
本県では、土砂災害による人的被害を未然に防止できるよう、土砂災害に関する情報の提供及び共有化を推進し、避難体制の強化を図ります。

平成17年9月には、全国に先駆けて『土砂災害警戒情報※1』の運用を開始し、発表時にはテレビ等でも報道されています。

また、これまでの県庁HPのシステムを更に使い勝手よくリニューアルした『鹿児島県河川砂防情報システム』を平成27年4月23日より運用開始し防災情報を提供しています。

今後も、自主避難の判断材料となる情報の提供を行っていくと共に、県民の防災意識の高揚に向けた啓発活動を行っていきます。

※1:R8.5.29以降は『レベル4土砂災害危険警報』という名称を用いて通知・周知される。



【令和8年度の実施内容】

自主避難の判断材料となる情報の提供並びに防災意識の高揚のための啓発活動等を行います。

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ソフト対策の取組 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から県民の生命及び身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限などを目的に「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定します。

令和元年度末において県内全域で一通りの調査が完了し、令和5年度から高精度な地形情報を用いて抽出した基礎調査予定箇所について区域指定を進めており、引き続き、警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進しています。

土砂災害防止法に基づき、2種類の区域を指定します。 土砂災害警戒区域：23,857箇所 土砂災害特別警戒区域：20,476箇所（令和8年2月末時点）

基礎調査の実施

土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
土砂災害のおそれがある区域（法第7条）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある区域（法第9条）

がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

急傾斜地の上限
急傾斜地の下限
急傾斜地
特別警戒区域
警戒区域
2m以内（ただし50mを超える場合は50m）

土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

土石流のおそれのある渓流
土石流の発生地
特別警戒区域
警戒区域
土石の流出長さL
L以内（ただし250mを超える場合は250m）

地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

地すべり区域
特別警戒区域
警戒区域
地すべりの長さL
L以内（ただし250mを超える場合は250m）

【土砂災害警戒区域に指定されると】

【警戒避難体制の整備】

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備が図られます。

【土砂災害特別警戒区域に指定されると】

【建築物の構造規制】

作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【特定開発行為に対する許可制】

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、許可が必要になります。

【建築物の移転勧告】

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【令和8年度の実施内容】

土砂災害警戒区域等の指定を進め、引き続き、警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進します。

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（道路）

県管理道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物等、舗装）

道路補修事業

【概 要】

◇ 急速に進展する道路施設の老朽化に対し、老朽化に伴う事故や機能の低下を回避し、またライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、定期点検等により確認された早期に措置が必要な施設の修繕を優先的に実施し、予防保全型の道路メンテナンスへの早期転換を目指します。

■橋梁



鉄筋露出・破断

■トンネル



ひび割れからの漏水

【令和8年度の整備目標】

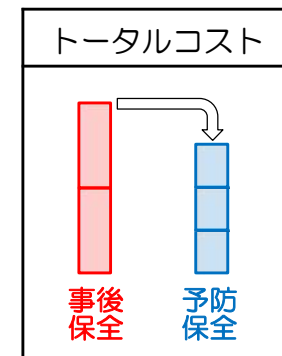
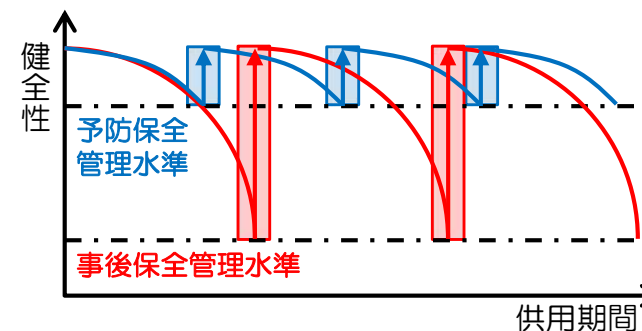
各施設の長寿命化修繕計画に基づき、早期に措置が必要な施設の修繕を優先的に実施します。

【整備効果事例】

●道路交通の安全やサービス水準の確保



●ライフサイクルコストの縮減



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（砂防）

砂防関係施設

- ・砂防設備
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・地すべり防止施設

【概 要】

◇ 既存の砂防関係施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、計画的に維持・修繕・改築・更新等の対策を実施します。



【令和8年度の整備目標】

砂防関係施設の計画的な老朽化対策のため、ライフサイクルコストの縮減を考慮した長寿命化計画を策定します。

砂防メンテナンス事業（砂防堰堤の例）

【整備効果】

ライフサイクルコストの縮減を考慮した長寿命化計画の策定・変更をおこない、老朽化対策が必要な施設について長寿命化計画に基づいて対策を実施することにより、施設機能の確保を図ります。

- 既存の砂防堰堤にコンクリート腹付（補強）を施すことによる安全性の向上



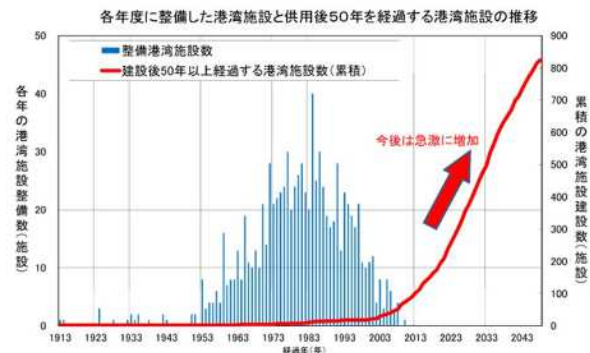
(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

重要港湾、地方港湾

【概 要】

- ◇ 既存港湾施設の老朽化が進む中、将来にわたりその機能を発揮できるよう予防保全的な維持管理の考え方を踏まえ、計画的、総合的に港湾施設の老朽化対策を実施します。



【令和8年度の整備目標】

- 策定した維持管理計画に基づく適切な維持管理を行うとともに、施設の重要性、老朽化の状況などを総合的に判断して優先度を定めた予防保全の取り組みを推進します。

(長寿命化対策)

【整備効果】

- 長期的視点に立った維持管理を行うことで、効果的・効率的な施設の維持・更新が図られます。
- 港湾施設の老朽化対策により安全性の向上が図られます。



(鋼矢板の孔食が発生)



(孔食箇所から裏埋土流出)



護岸水叩き部の陥没



このような老朽化による事故を防ぐために…

鋼材表面を腐食の環境因子から遮断する被覆防食工を実施

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

県管理空港（7空港）

（種子島・屋久島・奄美・喜界・徳之島・沖永良部・与論）

【概要】

- ◇ 航空機の安全運航を確保するため、既存空港の施設の機能保持に重点化を図り、老朽化した施設の更新・改良を、計画的に実施します。

与論空港：場周柵改良



空港整備事業（老朽化対策）

【整備効果】

- 空港施設の老朽化対策により、航空機の運航に対する安全性や安定性等を確保します。



施工前



施工後

【令和8年度の整備目標】

策定した維持管理・更新計画に基づき、老朽化の著しい施設の更新・改良等を実施します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

土地改良施設（ダム、揚排水機場、農道等）

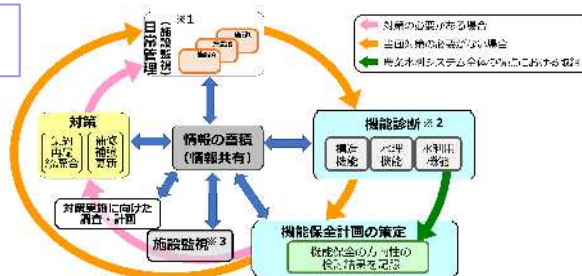
（長寿命化対策）

【概 要】

◇ 安定的な農業生産を支える土地改良施設の老朽化が進み、今後、補修や更新に要する費用が増加することが予想されます。

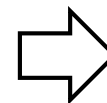
よって、長期的なライフサイクルコストの縮減や、将来にわたり施設の機能を維持するため、点検・診断結果等に基づき、計画的に土地改良施設の老朽化対策を実施します。

ストックマネジメント サイクルの概念図

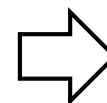


【整備効果】

- 全面的な改築、更新に代えて、劣化の状況に応じた補修等の整備を計画的に進めることで、効率的に施設の長寿命化を図られます。
- 土地改良施設の長寿命化対策により安心・安全を確保します。



老朽化した起伏ゲートを補修し長寿命化



農道橋の補修と耐震化により安全性の向上

【令和8年度の整備目標】

□ これまで造成された土地改良施設の戦略的保全管理に向け、点検・診断結果等のデータの蓄積・共有を進めつつ、各施設の長寿命化計画に基づき、適時適切な保全対策を推進します。

(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

⑥ 大規模地震後においても、流通・生産拠点の機能を確保する漁港の耐震対策の整備

第4種漁港 古仁屋漁港

【概 要】

◇本漁港は、地元の漁業者の基地港として、また、古くから周辺海域で操業する漁船等の避難港として利用されています。

鹿児島市から奄美群島を結ぶ定期船及び町内離島を結ぶ定期船が本漁港へ寄港し、物流及び観光客等の拠点となる役割も担っています。

◇漁港施設の耐震機能診断を実施したところ、-7.5m岸壁等において、耐震・耐津波性能が確保されていないことが判明したため、耐震・耐津波化の工事を実施します。

また、これらの係留施設を防護している防波堤等については耐波性能が確保されていないため、耐浪化の工事を実施します。

【令和8年度の整備目標】

-7.5m岸壁の耐震対策を推進します。

漁港施設機能強化事業

【整備効果】

- 7.5m岸壁等における耐震・耐津波性能の確保
大規模地震後も定期船の利用を可能とし、島民の生活と産業の安定を確保します。



(4)「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（漁港）

県管理漁港

（長寿命化対策）

【概 要】

- ◇ 漁港施設について、施設機能を将来にわたって保全することを目的に策定された「機能保全計画」に基づいて保全工事を実施し、施設の延命化を図ります。

【整備効果】

- 漁港施設の延命化
防波堤・岸壁等の長寿命化対策を行い、台風時などの避難体制の強化及び安全性の向上が図られます。

【令和8年度の整備目標】

県管理45漁港のうち19漁港において保全工事を行います。

【現状】



【対策工法イメージ】



腐食した鋼材を防食材で表面被覆し延命化